

令和 7 年高島市教育委員会
第 7 回 定 例 会 議 事 日 程

日 時 令和 7 年 7 月 22 日 (火)
午後 2 時 00 分
場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和 7 年第 6 回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事
日程第 1 議第 48 号 マキノ中学校区における小学校の再編に伴い新設する
小学校の校名について

日程第 2 議第 49 号 高島市道德教育推進協議会設置要綱の一部を改正する
告示案
5. 報告
報告第 14 号 高島市立図書館の臨時休館について
6. 今後の日程
令和 7 年教育委員会第 8 回定例会
日時：令和 7 年 8 月 8 日 (金) 午後 1 時 30 分
場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和 7 年 第 7 回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			川原林 教育指導部長	
吉原 教育総務部 次長	橋本委員		高木委員	保木 教育指導部 次長	
中川 教育総務部 次長				保木 学校教育課長	横井川 学校給食課長
前田 教育総務課長	地村委員		森委員	上原 学事施設課長	加藤 市民スポーツ 課長
山本 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	林 教育総務課 参事
佐藤 文化ホール 館長				野崎 スポーツ振興 部次長	中村 教育総務課 主任
入口	傍聴席				入口

議第 48 号

マキノ中学校区における小学校の再編に伴い新設する小学校の校名について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 22 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

マキノ中学校区における小学校の再編に伴い新設する小学校の校名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 号の規定に基づき、令和 6 年 9 月に策定した「高島市小中学校再編基本方針」により、マキノ中学校区における小学校の再編に伴いマキノ中学校敷地内に新設する小学校の校名を下記のとおりとすることにつき、議決を求める。

記

高島市立マキノ小学校

議第 4 9 号

高島市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

高島市道徳教育推進協議会設置要綱（令和 3 年高島市教育委員会告示第 1 9 号）の一部を次のように改正し、告示日から施行する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業に関すること。

高島市道徳教育推進協議会設置要綱

現 行	改 正 案
(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) (略) (2) <u>道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業推進校の研究に関すること。</u>	(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) (略) (2) <u>よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業に関すること。</u>

報告第14号

高島市立図書館の臨時休館について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第3号）第4条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり高島市立図書館の臨時休館を定めたので報告する。

令和7年7月22日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 臨時休館を行う施設名および期間

市立図書館全館

令和7年10月3日（金）から10月5日（日）までおよび10月8日（水）

2 休館理由

市内全6館の蔵書点検を行うため

3 利用者への周知の方法

市広報誌（9月号）、ホームページ、防災行政無線、休館予告ポスターの施設内掲示およびチラシの設置

その他、各館での貸出および返却の際に個別のお知らせにより周知をする。